

令和6年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務公募型
プロポーザル審査要領

令和6年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 事業全体（10点）
- (2) 研修内容（20点）
- (3) 研修の運営（30点）
- (4) 事業体制（30点）
- (5) 価格（10点）

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和6年6月20日（木）午前10時00分～午後12時00分（予定）

場所：高知県立塩見記念青少年プラザ 3階会議室

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1法人30分とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

令和6年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務
公募型プロポーザル審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
事業全体	<ul style="list-style-type: none">・研修の目的や事業を実施する上での基本的な考え方が、明確かつ具体的に提案されているか。・事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	10
研修内容	<ul style="list-style-type: none">・テキストの内容について、受講者が理解しやすいような工夫の提案がなされているか。・研修の効果を高めるための工夫・取り入れる手法等は適切か。・仕様書別紙の講師要件に沿った者が講師となっているか。	20
研修の運営	<ul style="list-style-type: none">・研修講師及び会場の確保について実現性が高いか。・研修当日の実施体制（人員配置）は、円滑に実施できる体制となっているか。・受講申込書の処理及び本人確認の方法については、事務が円滑に処理できる体制となっているか。	30
事業体制	<ul style="list-style-type: none">・個人情報の管理及び処理方法は適切か。・県と綿密な情報交換ができる連絡体制が整っているか。・事業を円滑に遂行できる事務の流れ及びスケジュールとなっているか。・過去の実績も含め、確実に業務を遂行できる能力を有しているか。	30
価格	<ul style="list-style-type: none">・費用対効果の高い計画内容であり、経費削減を意識した見積金額となっているか。	10